

**令和5年度藤枝ＩＣＴコンソーシアム推進業務  
市民・企業ワーカー育成支援事業の公募型プロポーザル方式実施要領**

この要領は、藤枝ＩＣＴコンソーシアム推進業務市民・企業ワーカー育成支援事業の契約候補事業者（優先交渉権者）を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 1 業務目的

藤枝ＩＣＴコンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）は、地域産業におけるＩＣＴの有効な活用による経営課題の解決と競争力の向上、それを担う人材育成等によって、地域経済の活性化、相互の成長・発展を実現することを目的として活動している。

平成30年度に稼働開始した藤枝版クラウドソーシング・サービス（藤枝くらシェア）では、女性や高齢者等をはじめとする多くの市民が時間や場所を選ばない新たな働き方を実践しているが、高度な専門的スキルやプロジェクト型の事業推進を求める業務など、発注された仕事すべてを地域で消化できていないことが課題として挙げられる。

令和5年度に展開する「市民・企業ワーカー育成支援事業」では、令和4年度の事業を更に推進し、今まで受注できなかった業務等に対応すべく、市民ワーカーのスキルアップと企業ワーカーとしての受注体制を整えるとともに、クラウドソーシング活用を促進することを目的とする。

## 2 業務内容

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 業務名    | 令和4年度藤枝ＩＣＴコンソーシアム推進業務<br>市民・企業ワーカー育成支援事業          |
| (2) 業務内容   | 別紙仕様書のとおり   |
| (3) 実施形式   | 公募型プロポーザル方式                                       |
| (4) 委託額の上限 | 5, 000, 000円（消費税及び地方消費税を含む）                       |
| (5) 支払条件   | 完了払いまたは概算払<br>(支払方法 請求があった日から30日以内に指定金融機関口座に支払う。) |
| (6) 成果品等   | 別紙仕様書のとおり   |
| (7) 委託期間   | 別紙仕様書のとおり   |

## 3 参加資格

- 次に掲げる全ての要件を満たす事業者及びその共同体とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
  - (3) 藤枝市の当該業務に係る業務委託の競争入札参加資格を有していること。ただし、対象業務の特殊性などにおいて、競争入札参加有資格者以外の者（NPO法人等）が参加することもできる。
  - (4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていないこと。

- (5) 法人にかかる国税・地方税等について、滞納がないこと。

#### 4 スケジュール

内 容	期 間
質問提出期限	令和5年2月16日（木）午後5時必着
質問への回答	令和5年2月20日（月）
参加申込書・企画提案書等提出期限	令和5年2月24日（金）午後5時必着
参加資格審査結果通知	受領後より令和5年2月28日（火）まで
審査（選定委員会開催）	令和5年2月下旬 ※審査結果は、提出業者宛連絡します。
見積合せ執行	令和5年3月初旬 (契約候補事業者に別途通知)
随意契約締結	令和5年4月3日（月）

(注) 藤枝市の競争入札参加資格の審査を受けていない者の資格申請

プロポーザルに参加する者で、藤枝市の競争入札参加資格の審査を受けていない者は、次に記載した期間及び場所により当該入札参加資格の認定を受けてください。

期 間 令和5年2月21日（火） 午後5時まで

場 所 藤枝市総務部契約検査課

#### 5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和5年2月16日（木）午後5時（必着）

(2) 質問書の提出方法

任意様式に記入の上、持参又は郵送・Eメールにより提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。電話による質問の受付は行わない。

(3) 提出先

〒426-0067 静岡県藤枝市前島1-7-10 BiViキャン内

藤枝ICTコンソーシアム運営事務局

Eメール：[info@f-ict.biz](mailto:info@f-ict.biz)

(4) 質問に対する回答

令和5年2月20日（月）にコンソーシアムのホームページに質問・回答内容を掲載する。

(5) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

#### 6 参加申込書・企画提案書等の提出

(1) 参加申込及び資格確認に必要な提出書類

ア 参加申込書（様式1）…………… 1部

イ 法人の登記事項証明書（登記簿謄本）…………… 1通

※発行日より3ヶ月以内のもの

ウ 納税証明書（参加申込書提出前1ヶ月以内に発行されたもの）……………1通

※国税（法人税、消費税および地方消費税）、市税に未納がないことの証明

エ 法人の印鑑証明書……………1通

※発行日より3ヶ月以内のもの

オ 返信用封筒（送付用の切手を貼付したもの）……………1枚

※参加資格審査結果通知書用

(2) 企画提案に必要な書類（正本1部、副本9部。CD-R等電子媒体でも提出。見積書は1部）

ア 会社概要（様式は任意）

※経営規模（資本金、売上高等）を必ず記載すること。共同体の場合はすべての会社分。

イ 同種・類似業務実績調書（様式2）

ウ 業務の実施体制調書（様式3）

エ 企画提案書（様式は任意）

オ 業務スケジュール（様式は任意）

カ 見積書（明細書も添付。様式は任意）

※消費税及び地方消費税を含む額とし、業務の具体的経費を明示する。

(3) 提出期限

令和5年2月24日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便書留）により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

上記5(3)と同様

(6) 参加資格審査結果の通知

上記3及び6(1)の参加資格審査結果は、令和4年4月19日（火）までに書面で通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内にその理由について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。回答は書面により行う。

## 7 企画提案書について

企画提案書は、仕様書の業務内容に即して以下の内容を含めて作成すること。

(1) 記載項目

ア 事業名称とコンセプト

イ 市民ワーカーの育成方法

ウ 企業ワーカーのコンサルティング活動

エ 広報・募集方法

オ クラウドソーシングの活性化と発展を促す計画案

## 8 候補事業者の選定

(1) 審査基準

別表 審査点数表 のとおり

## (2) 審査方法

- ア 候補事業者の選定は、別表審査点数表に基づき、事務局が事前に実施した書類審査の点数に審査委員会における各審査委員の評価点の平均点を加えた合計により行うこととし、最も評価点の高い提案事業者を、審査委員会の合議の上、候補事業者として選定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。
- イ 委託業務の品質確保を図る為、候補事業者の選定にあたっての失格基準として、評価点の合計点が60%未満だった場合は、失格とする。
- ウ 見積金額が、委託額の上限以上の場合も、失格とする。
- ※ 候補事業者の選定にあたっては、必要に応じてプレゼンテーションもしくはヒアリングを求めるものとする。その場合は参加事業者に別途連絡する。

## 9 参加申込者の失格要件

- (1) 応募資格を満たさない事業者又は契約候補事業者を決定するまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領における諸条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 10 提案書の失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) プロポーザル方式実施要領等で示された、提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 上記(1)並びに(2)に定めるもののほか、指示した条件に違反した場合

## 11 提案書等の取扱い

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案書の作成については、1事業者1提案とし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。

## 12 提案書の著作権

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) コンソーシアムは、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等をすることができる。

## 13 契約の締結

コンソーシアムは契約候補事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約候補事業者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。ただし、契約候補事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、次順位候補事業者を契約先相手方に選定する。

なお、本事業は令和5年度国庫支出金に係る予算使用を前提としていることから、交付決定等の手続きの関係上、契約内容に変更等が生じる場合がある。

#### 14 留意事項

本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。

#### 15 問い合わせ先

藤枝市 I C T コンソーシアム運営事務局

電 話 054-639-7164

ファクス 054-639-7165

メ ー ル [info@f-ict.biz](mailto:info@f-ict.biz)

**別表 審査点数表**

**令和5年度市民・企業ワーカー育成支援事業**

**(1)事務局による書類審査（25点）**

	審査項目	評価の視点	指標	配点
組織評価	業務執行技術力 (履行実績)	当該業務を遂行するためには必要な知識・経験	同種業務の実績、類似業務の実績等	10
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か		10
事業費	見積金額	5,000千円未満5点、5,000千円以上5,250千円未満4点、5,250以上5,500千円未満3点、5,500千円以上5,750千円未満2点、5,750千円以上1点。予算額を上回る提案をした場合は失格とする。		5

**(2)選考委員による総合審査（75点）**

	審査項目	評価の視点	配点
企画提案に対する評価	業務の実施手続き	・委託業務が実施可能なスケジュール及びプロジェクト管理か	10
	提案の実現性	・提案内容の説得性、実現性が十分であるか	10
	広報・募集方法	・育成する市民・企業に対する参加者確保のための広報及び募集方法は適切か	10
	ワーカーのサポート・育成	・働き手となるワーカーに対するサポート及び育成するための適切な方法が設定されているか	15
	クラウドソーシング事業の推進	・クラウドソーシング事業の活性化と発展を促す計画となっているか	15
	新たな働き手の創造につながる提案	・女性や高齢者等の新たな働き手の活用につながる内容であるか	10
	事業の成長・発展的な計画案	・事業計画の概要や方向性が示されているか ・将来的な自走が見通せる事業計画であるか	5